

障害基礎年金2級へ「降級」が一転 誤りを認めてさかのぼって「1級」支給へ 遅すぎる救済措置

障害年金の認定問題で、守る会が要望してきたことのひとつが実現しました。

障害年金の認定システムの変更があった2017年7月、障害基礎年金の更新手続きをして、診断書の内容が変わっていないにもかかわらず1級から2級に引き下げられた人たちが、一転して1級での継続をさかのぼって認められたことが、守る会会員からの知らせにより判明しました。

受給権者 様

平成31年3月

日本年金機構

障害基礎年金の等級変更に関するお知らせ

平素より、公的年金制度に対するご理解を賜り、感謝申し上げます。

今般、お客様から提出された診断書を改めて点検したところ、お客様の障害状態は、1級の障害年金を受給できる程度にあることを確認いたしました。これにより、2級への等級変更を取り消し、等級変更を行った月分から1級の年金額でお支払いすることといたしました。

この度は、お客様の障害基礎年金について、ご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

同時期に、日本年金機構が障害基礎年金2級受給者1010人に対して、「支給打ち切り」の通知が届き大きな問題となり、守る会をはじめとした当事者の運動によって、原則として支給が継続されることになりました。問題の原因となっていたのは、それまで都道府県ごとに行われていた判定業務を、障害年金センター（東京）に一元化したことで一律な判定が行われたことによるものです。マスコミも含めた批判の声に、国は「従来の認定医の判断結果を推察しながら判定を行う」として、事実上の「打ち切り撤回」の措置をとり、通知をもらった多くの人が継続支給となりました。

しかし、この時、同じ理由で1級から2級に降級になった人たちに対しては何の救済措置もなく、守る会会員は事例を示しながら国に同様の対応をすべきと要望しましたが、この時は、「対応は考えていない」という回答（2018年7月厚生労働省交渉）のみでした。

今日、会員から連絡があり、他にも同様の事例があるという情報を得て、厚労省の担当課に電話で確認をしたところ、「降級になった方々についてもあらためて診断書の確認作業を行って救済措置をとった」
「この時期になってしまったのは、支給停止の方たちへの対応を優先していたから」という説明でした。また、同じように等級が元に戻った人の人数については「調べる」ということでした。

今回知らせてくれた会員は、2級の判定に対して不服申し立て（審査請求）を行って「却下」をされており、今回の知らせに「喜び」の気持ちと、「あの審査請求の苦労は何だったのか」という複雑な思いを語っていました。今回の措置は朗報ではありますが、そもそも、2級受給者だけが救済されて降級になった人たちへの対応をしてこなかったことがおかしなことであり、対応が遅すぎるぐらいです。

心臓病者に厳しい認定の基準や患者の生活実態が反映されづらい認定システムの問題は解決されていません。守る会では、4月に厚労省交渉を行い、ひき続き根本的な問題改善に向けた交渉を行う準備をしています。

（文責：事務局・下堂前亨）